

ご利用ガイド

ご使用までの流れは以下のとおりです。なお、使用承認を受けた目的以外で使用したり、使用の権利を譲渡または転貸しないでください。

予約受付は、【講堂、屋内フィールド、屋外フィールド及び自動車教習コース】は使用予定日の**6か月前**から、【その他】は使用予定日の**2か月前**からです。

準備

空き状況の確認

施設予約システムで空き状況の確認をしてください。
※予約はできません。

<https://www.e-shisetsu.e-aichi.jp/web/>



申請手続

使用承認申請書 提出

ホームページから様式をダウンロードできます。
豊橋市役所東館 10 階商工業振興課窓口までご持参いただくか、商工業振興課のEメールアドレス（shokogyo@city.toyohashi.lg.jp）に送信してご提出ください。

使用承認書・納付書 受取

商工業振興課にて審査・承認のうえ、郵送にて「使用承認書」と「納付書」をお送りいたします。
使用承認書はご使用日当日に提示を求める場合があります。大切に保管してください。

使用料 納付

納付書記載の納期限までにお支払いください。
領収書は大切に保管してください。

ご使用日当日

来館時は、研修棟1階の 事務室 までお越しください。
ご使用後は、原状回復をしてからご退館ください。

ご利用にあたっての注意事項

- ▶ 場内外での喫煙は禁止です。
- ▶ 使用承認を受けた場所でのみ飲食が可能です。
- ▶ ラウンジでの食事は固くお断りします。
- ▶ 施設使用の際に出たごみについては、お持ち帰りください。
- ▶ 看板・案内等の掲示は、施設管理者の指示に従って所定の場所に掲示してください。
- ▶ 扉、柱、壁などへの貼り紙、くぎ打ち、ガムテープなどテープ類の使用は固くお断りします。
- ▶ 看板・案内等の掲示は、使用日当日におこなってください。
- ▶ 使用期日前の搬入は、原則禁止です。やむを得ない事情により搬入の必要があるときは、事前に施設管理者の承認が必要です。また、施設管理者は搬入物品の保管責任について一切の責任を負いません。
- ▶ 物品の販売行為は原則禁止です。ただし、施設管理者が許可した場合は販売できます。
- ▶ 施設内を使用中に発生した事件・事故等における人的・物的損害に対する賠償責任は、すべて使用者に帰属します。なお、使用者において必要と判断した場合は、保険に加入してください。ただし、フォークリフトの運転をする場合は、必ず事前の保険加入が必要です。
- ▶ 多数の者が来館される場合は、施設管理者の指示に従い、場内外の誘導や整理を行ってください。また、そのために必要な人員手配も行ってください。
- ▶ 使用承認を受けていない施設には立ち入らないでください。

とよはし産業人材育成センター 駐車場のご案内

○白線の引いてある場所以外への駐車はご遠慮ください。

○場内は一方通行です。事故等には十分お気を付けください。

○満車の場合は研修棟 1 階事務室までお越しください。

